

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



なごや
ちくさ

会

WEEKLY

名古屋千種ロータリークラブ
 承認 1982年
 例会日 火曜日 12:30
 例会場 愛知厚生年金会館
 事務局 〒46 千種区池下二丁目4番18号
 井上ビル4F D号
 Tel 763-5110
 会長 水野民也

No. 7 (1982~1983)

MANKIND IS ONE-
 Build Bridges of Friendship
 Throughout the World

人類はひとつ
 世界中に友情の橋をかけよう
 1982~83年度RI会長 向笠広次

第7回例会 昭和57年9月28日(火)晴

◇出席報告

会員 37名 出席 32名

出席率 86.49%

◇前回 9月21日(修正出席率) 96.88%

Make up

青山君(9/22和合), 深見君(9/25岐阜長良川),
 加藤(正)君(9/25年次大会), 菅原君(9/22和
 合), 鈴木君(9/27東京浅草)

◇ビジター紹介 7名

◇松居幹事報告

1. 本日例会終了後理事会を行いますので、
 理事役員の方は橋の間にお集まり下さい。
2. 次週は夜間例会のため6時より松楓閣に
 て行きます。昼間の例会はごさいませんの
 でお間違えのないようお願い致します。

◇新入会員紹介



氏名 安藤 銀之助 君
 生年月日 昭和14年3月27日
 事業所 安藤産業株式会社
 千種区下方町6-18
 TEL 711-8371
 地位 取締役社長
 自宅 名東区亀の井2-294
 推薦者 永野敏夫
 職業分類 プラスチック製造配布



氏名 樋田 勝造 君
 生年月日 昭和13年2月13日
 事業所 みのかめ株式会社
 千種区内山3-11-17
 TEL 733-1188
 地位 専務取締役
 自宅 千種区内山3-11-17
 推薦者 成田良治
 職業分類 米菓販売



氏名 黒野 貞夫 君
 生年月日 昭和5年8月20日
 事業所 愛知厚生年金会館文化センター
 千種区池下町2-26
 TEL 761-4181
 地位 教授
 自宅 名東区亀の井2-179-2
 推薦者 水野民也
 職業分類 書道家



氏名 西川 豊長 君
 生年月日 大正12年2月12日
 事業所 名古屋公証熱田役場
 熱田区神宮4-7-27
 TEL 682-5978
 地位 公証人
 自宅 千種区千種2-904
 推薦者 水野民也
 職業分類 公証人



氏名 鵜飼 一男 君
 生年月日 大正14年8月2日
 事業所 株式会社名東製氷
 千種区松軒1-10-4
 TEL 721-2621
 地位 代表取締役
 自宅 千種区山内2-115
 推薦者 寺沢竹三郎
 職業分類 冷氷

◇水野(民)会長挨拶

第7回の例会ビジターとして余語特別代表はじめ皆様にはありがとうございました。

今日は戦争前後のロータリーについて一寸お話を申し上げたいと思います。

1937年7月7日、蘆溝橋事件が勃発し国際ロータリーはもとより、南米その他の地域から日華友好を望む声が高まったのですが、日本の実状説明の文を東京、大阪のRCはそれぞれに送っています。

しかし時代は上海でのパネー号事件等が起き、1938年3月24日には国家総動員法が成立して戦争時代に入り、1939年には米穀配給統制法や切符制への移行となりました。

その時代のロータリーはどんなものであ

たのかと申しますと、その時代に於てもロータリーの理解者はあり、小磯軍司令官は「我がためになすは 我が身のためならず人のためこそ 我がためと知れ」との古歌を示してRCをはげまされております。

然し情勢は悪化して日満共同体のロータリー、三越でのスパイ活動等への道をたどったわけです。この続きは次のお話とします。ご期待を!!

—ロータリークラブ定款—

第8条 会員身分の存続第5節終結一欠席。
 (a)連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填(メイクアップ)するか又は理事会が正当且つ十分な理由ありと認めて出席をしない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうことを要するものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、ローターアクト・クラブもしくは仮ローターアクト・クラブ又はインターアクト・クラブもしくは仮インターアクト・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、かつまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したもとのとして完全に認められることができる。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

◇次回卓話(10月5日)

夜間例会の為卓話はありません。